

■ 株式会社Aコープ九州 Acroカード(電子マネー機能付きポイントカード) 会員規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、株式会社Aコープ九州(以下「当社」という。)が発行するAcroカード(電子マネー機能付きポイントカード)に関する基本的事項を規定したものであり、全てのカードサービス(ポイントサービス、電子マネーサービス)に共通して適用される。なお、Acroサービスに付随するポイントサービスについては、Acroカード ポイントサービス利用規約が、Acroカードに付随する電子マネーサービスについては、Acroカード 電子マネーサービス利用規約がそれぞれ適用される。

第2条(会員)

会員とは、中学生以上の個人で本規約を承認のうえ、原則として申込者自筆により申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。なお、入会時に提出いただいた申込書は、当社の責任において管理し返却は行わないこととします。

第3条(Acroカードの貸与と取扱い)

当社は、原則会員 1 名につき、1 枚のAcroカードを発行し貸与するものとします。なお、Acroカードの所有権は、当社に属します。

- (1) 会員は、Acroカードを貸与された時は直ちに裏面の署名欄に自署し、会員管理の下、Acroカードを利用し、保管することとします。
- (2) Acroカードは、裏面に署名した会員本人のみ利用でき、他人に貸与、譲渡、買入、担保提供など一切できないものとします。
- (3) 会員が本条(1)(2)号に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。
- (4) Acroカードは会員が退会するか、もしくは会員の資格が喪失するまで有効とします。

第4条(届出事項の変更)

1. 会員は、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス等の変更があった場合は、遅滞なく当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 会員は前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未到着になっても異議はないものとします。

第5条(Acroカードの紛失・盗難)

1. 会員は、Acroカードの紛失・盗難にあった場合は、直ちにコールセンターに連絡のうえ、所定の手続きを行うものとします。
2. 紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に第三者により不正利用された場合、当社所定の方法で残高が確認できなかった場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社および加盟店は一切の責任を負わないものとします。

第6条(Acroカードの再発行)

1. Acroカードの紛失など会員の責に帰すべき事由により再発行を希望される場合は、当社所定の届出書を提出し、再発行するものとします。この場合、再発行手数料として 100 円(税込)申し受けます。
2. カード毀損の場合は、当該毀損したAcroカードと引換えにAcroカードを再発行するものとします。
3. Acroカードが再発行された場合、当社によるカードの利用停止措置が完了した時点のポイント残高・電子マネー残高が、再発行されたAcroカードに引き継がれるものとします。なお、再発行までにポイント残高・電子マネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。
4. ポイント残高・電子マネー残高を再発行したカードに引き継ぐ場合、最大で 10 日程度を要することを会員は了承するものとします。

第7条(個人情報の保守)

会員はAcroカード保有申込書に記載された個人情報のうち、会員の氏名・性別・生年月日・年齢・郵便番号・住所・電話番号およびAcroカードに印字されているカード番号、入会日、発行日、電子メールアドレスを当社が保有することに同意するものとします。また、Acroカードの利用による会員の買上情報を保有することも同意するものとします(以下「個人情報」と総称する。)

第8条(Acroカードのサービス提供)

1. 会員は、当社および加盟店でAcroカードを利用してサービスの提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、はがき・切手・印紙類・たばこ・その他当社および加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 一部利用対象外店舗があります。
3. 会員が、当社および加盟店においてAcroカードを利用してサービス提供を受ける場合に利用できるAcroカードの枚数は、1枚に限ります。
4. 会員は、当社が提供する付随サービスおよび特典利用に関する規約がある場合には、それに従うものとします。

第9条(ゴールド会員の移行)

満 60 歳を迎えた会員は、当社所定の届出を行ったうえでゴールド会員へ移行できるものとします。

第10条(個人情報の利用)

会員は当社が下記(1)～(9)の目的のために個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) Acroカードの機能、付随または関連サービスの提供
- (2) ポイントおよび電子マネーの付与・チャージ・加減算にかかる計算および管理
- (3) 郵送・電話の方法により、商品情報・生活情報・セール・各種ご優待・アフターサービスについての営業活動のご案内。ただし、会員の申し出により送付等を中止することはできるものとします。
- (4) 当社が外部から委託した宣伝物・印刷物の郵送等
- (5) 市場調査・購買動向調査等のマーケティング活動や商品開発
- (6) 会員の落し物や忘れ物等の業務に付随するご連絡
- (7) 会員との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行
- (8) 当社が各種法令等により公権機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、本または第三者の生命・身体・財産その他の権利を害する恐れがある場合において、それらが適正と当社が判断した場合に公共機関等に個人情報を提供すること
- (9) ポイントとの商品交換申込みの際の発送先として利用

第11条(退会・会員資格の喪失及び利用停止等)

1. 会員の都合により退会するときは、当社所定の届出をするとともに、カードを返却または切断のうえ破棄するものとします。
2. 会員が、次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カードの利用停止または会員資格を喪失できるものとします。なお、会員は当社がカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
 - (1) 会員がカード申込みもしくはその他当社への届出等で虚偽の申告をした場合
 - (2) 住所、電話番号等の変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により所在が不明となり、当社が会員へ通知・連絡ができなくなり、会員資格を継続させることが不適当と当社が判断した場合
 - (3) 本規約のいずれかに違反した場合

- (4) その他、当社が会員として不適格と判断した場合
3. 会員が、次のいずれかに該当する場合、当社は会員によるサービスの利用を直ちに中止させ、残高をゼロにすることができるものとします。
 - (1) Acroカードまたは電子マネーを偽造・変造・改ざんした場合
 - (2) Acroカードまたは電子マネーを不正に使用・利用した場合
 4. 会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。

第12条(規約の変更)

本規約を変更する場合、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知します。なお、当社が変更内容を知りまたは告知した後、会員がAcroカードをご利用した時、または通知もしくは告知後異議なく 30 日経過した時は変更事項を承諾したものとします。

第13条(Acroカードのサービス終了)

当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、Acroカードのサービスを全面的に終了することができるものとします。

- (1) 社会情勢の変化
- (2) 法令の改廃
- (3) その他やむを得ない都合による場合

第14条(通知の到達)

当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延、または到達しなかったとしても、通常到達するであろう時に到達したものとみなします。

第15条(業務委託)

当社は、本規約に基づくAcroカードのサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第16条(業務委託先における個人情報の利用)

当社は、第 10 条各号の利用目的を達成するために必要な範囲で取得した個人情報を業務委託先に開示、提供する場合があります。その場合は、委託した個人情報の安全管理が図られるよう業務委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

第17条(反社会的勢力の排除)

会員(本条については、入会申請をしようとする方も含みます。)は暴力団員(暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜グループもしくは特殊能力集団、またはこれらの共生者、その他これらに準ずる(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等と資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第18条(準換法)

会員と当社の諸契約に関する準換法はすべて日本法によるものとします。

第19条(合意管轄裁判所)

会員は、本規定に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社所在地を管轄とする簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第20条(お問合せ窓口)

1. 本規約、個人情報(会員情報)についてのお問合せ、ご相談は下記までご連絡ください。

株式会社Aコープ九州
〒812-0064 福岡県福岡市東区松田二丁目 7-1
TEL: 092-611-2339
受付時間：平日 9:00～18:00 (土・日・祝日を除く)
2. ポイントおよび電子マネーサービスに関するお問合せ、ご相談は下記までご連絡ください。

Acroカードコールセンター
TEL: 0120-15-2339
受付時間：10:00～18:00 (1 月 1 日～1 月 3 日を除く)

■ Acroカード ポイントサービス利用規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、株式会社Aコープ九州(以下「当社」という。)が発行するAcroカードに付随する「ポイントサービス」について規定するものであり、Acro会員(以下「会員」という。)がAcroカードを使用して「ポイント」を利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、カードのサービスに関連して当社または「Acro加盟店」(以下「加盟店」という。)が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

第2条(ポイントサービス)

1. 当社の店舗および加盟店において、精算前にレジにてAcroカードを提示いただいた場合、お買上商品代金 200 円(税別)につき、1 ポイント付与いたします。200 円(税別)に満たない場合は、ポイントは付与いたしません。
2. ポイントが付与できるお支払方法は、現金、当社電子マネー、その他当社が指定するお支払方法のいずれか、またはその組み合わせに限ります。
3. 以下の各号に該当する場合は、ポイントの付与はできないものとします。
 - (1) 精算の時にカードの提示がない場合
 - (2) たばこ、市町村指定ゴミ袋、送料、雑誌、商品券その他の金券類、はがき・切手・印紙類等の商品購入時
 - (3) その他当社がポイント加算の対象外と指定する売場・催事・商品・役務・売掛金の入金等

第3条(ポイントの利用)

1. ポイントは 100 ポイント単位で 100ポイント 100円(税込)としてお買い物にご使用いただけます。なお、ご使用ポイントの単位基準は変動する場合があります。
2. ご使用ポイント金額以上のお買い物で利用できるものとします(おつりはできません)。

第4条(ポイントの失効)

最終お買上日より2年間ご利用が無い場合、それまでに積み立てたポイントは自動的に失効し、消滅するものとします。

■ Acroカード 電子マネーサービス利用規約

第1条(本規約の目的)

本規約は、株式会社Aコープ九州(以下「当社」という。)が発行するAcroカードに付随する「電子マネーサービス」について規定するものであり、Acro会員(以下「会員」という。)がAcroカードを使用して電子マネーを利用するにあたり本規約が適用されるものとします。なお、カードのサービスに付随または関連して当社または「Acro加盟店」(以下「加盟店」という。)が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

第2条(定義)

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

- (1) Acroカード電子マネー(以下「電子マネー」という。))とは、当社が発行するAcroカードを介して、所定のカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2) Acroカード電子マネーサービス(以下「電子マネーサービス」という。))とは、会員が当社および加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下「商品等」という。))の対価の全部、または一部を支払い、または、当社所定の方法によりチャージされた電子マネーを利用することで、当社および加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3) チャージとは、お客様がAcroカードに入金し電子マネー残高を増やすことをいいます。
- (4) 電子マネー残高とは、お客様が利用可能な電子マネーの金額をいいます。

第3条(不正使用等の禁止)

会員は、Acroカードの偽造・変造・改ざんその他不正な方法による使用をすることはできません。

第4条(チャージ)

会員は、当社および加盟店の所定の場所、方法にて、Acroカードに 1,000 円以上 1,000 円単位、1回当たり 49,000 円までチャージすることができ、1 枚のAcroカードに対して、上限 95,000 円まで繰り返しチャージできるものとします。また、上記チャージ(入金)額に加えて、次のとおりカードに現金を付与できるものとします(以下付与する金額を「プレミアム」という。)

- (1) プレミアムは当社のキャンペーン等でお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。
- (2) プレミアムは1枚のAcroカードに対して 5,000 円以下とします。
- (3) 1枚のAcroカードに蓄積できる上限額は、プレミアムを含め 100,000 円となります。

第5条(Acroカード電子マネーサービスの利用)

1. 会員は、当社または加盟店で電子マネーを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、当社および加盟店が別途定める一部商品について、利用を制限する場合があります。
2. 会員が当社または加盟店で電子マネーサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、電子マネー残高から商品等または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
3. 会員は、当社および加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社または加盟店の定める方法により、現金と電子マネーの併用はできないものとします。電子マネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社または加盟店が定める方法により支払うものとします。
4. 会員は、当社および加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合に利用できる電子マネーカードの枚数は 1 枚に限るものとします。
5. 会員は、電子マネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字される電子マネー残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社および加盟店に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は当該電子マネー残高について誤りがないことを承諾したものとします。

第6条(Acroカード電子マネー残高)

1. 電子マネー残高は、電子マネーサービス利用時のレシート、チャージ機、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせにて照会することができるとします。照会に際しての、電話料金およびインターネット利用代金等は会員の負担となります。
2. 最後に電子マネーサービスを利用した日、または最後にチャージした日から 5 年を経過した場合、自動的に電子マネー残高はゼロとなり、現金の払戻しは行われなものとします。電子マネーサービスを利用した日、および最後にチャージした日は、レシートのほかスマートフォン、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるとします。なお、照会に際しての、電話料金、およびインターネット利用代金はお客様のご負担となります。
3. 会員が利用資格を喪失した時点で、電子マネー残高はゼロとなり、現金の払戻しは行われなものとします。

第7条(Acroカード電子マネーの合算)

複数のAcroカードの電子マネー残高を合算することはできないものとします。

第8条(Acroカード電子マネーの移行)

会員は、当社が認めた場合を除き、Acroカードの電子マネーを他のAcroカードに移行することはできないものとします。

第9条(Acroカード電子マネーサービスの利用ができない場合)

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、電子マネーサービスを利用した商品等の購入もしくは提供を受けること、ならびに電子マネー残高の確認をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 当社が電子マネーサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの一部または一部を休止する場合
- (2) Acroカードの破損、または当社電子マネー利用店レジおよび加盟店の機器の故障、停電その他の事由による使用不能の場合
- (3) その他やむを得ない事由のある場合

第10条(換金等不可)

第11条の場合を除き電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条(加盟店との紛議)

1. 会員が、電子マネーサービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、会員と当社および加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の場合においても、会員は、当社および加盟店に対し、電子マネー利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第12条(電子マネーサービスの終了)

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、電子マネーサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - (1) 社会情勢の変化
 - (2) 法令の改廃

- (3) その他当社のやむを得ない都合による場合
2. 前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、電子マネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから、2 年経過した場合には、会員は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。
3. Acroカードの番号が判明しない場合または電子マネー未使用残高が判明しない場合には、当社は返金の義務を負わないものとします。

第 13 条(制限責任)

第 9 条に定める理由、およびその他の理由により、会員が電子マネーサービスを利用することができないことで当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社の故意または重過失がある場合でも、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

■ Acroカードサービス会員 利用者保護措置について

利用者資金の保全方法

(資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨)

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

(資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容)

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

(発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別)

当社は発行保証金を法務局へ供託しております

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

第5条に規定したカードの紛失・盗難ではなく、当社の故意または重過失により、会員の利用するAcroカード番号、PIN コード、Acroカードに関する個人情報等の情報を第三者に知られ、会員の意思に反してAcroカードが利用または処分等されたことにより、利用者に損失が発生した場合、当社は調査を行い、損失の内容、調査結果に応じて、利用の停止、残高の移行、補償、適正な残高への修正などの対応を行う場合があります。

ただし、当社に申告した内容、当社が行った調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失については補償を行いません。

- ・利用者(利用者の同居の家族、親族等も含む)の故意もしくは過失に起因して発生した損失
- ・利用者の同居の家族、親族等の行為に起因して発生した損失
- ・利用者が当該損失に係る事実について当社に虚偽の説明を行った場合における当該損失
- ・戦争、暴動等の社会秩序の混乱に乗じて発生した損失

(補償手続の内容)

Acroカード会員は、当社に対して前述の補償を求める場合には、当該損失が発生した事実を、損失が発生した日(継続して複数回の損害が発生した場合はその最終日)から 60 日以内に、当社に通知するものとし、当社に対して、以下の内容を申告するとともに当社による調査に協力するものとします。利用者の提示する情報に不備、不足がある場合には、利用者に生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります。

- ・Acroカード番号
- ・ご登録の利用者情報(名前、住所、連絡先、生年月日等)
- ・損失額
- ・損失発生日
- ・損失発生経緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

(補償に関する相談窓口及びその連絡先)

Acroカード会員に生じた上記の損失については、原則として、当社が問い合わせ窓口となり、本方針に従って対応を行うものとします。

【補償に関する相談窓口及びその連絡先】

株式会社Aコープ九州
〒812-0064 福岡県福岡市東区松田二丁目 7-1
TEL: 092-611-2339
受付時間:平日 9:00～18:00 (土・日・祝日を除く)

(不正取引の公表基準)

当社は、不正取引が発生した場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事象の発生を回避するために有益であると判断したとき、また、被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに必要な情報を公表いたします。